

石川県公報

平成 23 年 8 月 26 日

第 1 2 4 1 9 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告	
医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	県道の供用の開始 (同)	4
生活保護法に基づく指定医療機関の診療所及び薬局の 廃止の届出 (同)	1	予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	5
医療扶助のための施術を担当させる者の指定 (同)	2	予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同)	5
医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	2	平成23年度前期3級技能検定合格者公告 (労働企画課)	5
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療 所及び薬局の廃止の届出 (同)	2	県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (経営対策課)	7
医療支援給付のための施術を担当させる者の指定 (同)	3	道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	8
歳入の徴収事務の委託 (交流政策課)	3	入札公告 (警察本部)	8
公有水面埋立て工事のしゅん功の認可 (水産課)	3	公安委員会	
漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認 定 (同)	4	警備員指導教育責任者講習の実施公告	11
県道の区域の変更 (道路整備課)	4	警備員検定の実施公告	13
		選挙管理委員会	
		政治団体の届出の公表	14
		政治団体の届出事項の異動の届出の公表	14
		政治団体の解散の届出の公表	15
		資金管理団体でなくなった旨の届出の公表	15

告 示

石川県告示第353号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
ヴィ 歯 科 医 院	石川郡野々市町三日市町47街区1番	平成23年6月2日
中 道 薬 局	加賀市山代温泉16の3番地の1	平成23年6月14日
な か み ち 若 葉 薬 局	加賀市山代温泉北部3丁目39	"
連 代 薬 局	白山市西柏1丁目8番地18	平成23年7月1日
井 口 ま つ だ 薬 局	白山市井口町に79番4	"
クスリのアオキ辰口薬局	能美市辰口町965番	平成23年7月11日

石川県告示第354号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所及び薬局を廃止した旨の届出があった。

平成23年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
ヴ ィ 歯 科 医 院	石川郡野々市町御経塚 1 丁目64番地	平成23年 5 月24日
中 道 薬 局	加賀市山代温泉16の 3 番地の 1	平成23年 6 月13日
な か み ち 若 葉 薬 局	加賀市山代温泉北部 3 丁目39	"
き き ょ う ケ 丘 薬 局	加賀市山代温泉南町26番地 4	平成23年 6 月20日
連 代 薬 局	白山市西柏 1 丁目 8 番地18	平成23年 6 月30日

石川県告示第355号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成23年 8 月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名 (名 称)	所 在 地	指定年月日
山 田 香 奈 (つ ば さ 接 骨 院)	加賀市分校町リ116番地	平成23年 7 月20日

石川県告示第356号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年 8 月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
ヴ ィ 歯 科 医 院	石川郡野々市町三日市町47街区 1 番	平成23年 6 月 2 日
中 道 薬 局	加賀市山代温泉16の 3 番地の 1	平成23年 6 月14日
な か み ち 若 葉 薬 局	加賀市山代温泉北部 3 丁目39	"
連 代 薬 局	白山市西柏 1 丁目 8 番地18	平成23年 7 月 1 日
井 口 ま つ だ 薬 局	白山市井口町に79番 4	"
クスリのアオキ辰口薬局	能美市辰口町965番	平成23年 7 月11日

石川県告示第357号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所及び薬局を廃止した旨の届出があった。

平成23年 8 月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
ヴ ィ 歯 科 医 院	石川郡野々市町御経塚 1 丁目64番地	平成23年 5 月24日
中 道 薬 局	加賀市山代温泉16の 3 番地の 1	平成23年 6 月13日
な か み ち 若 葉 薬 局	加賀市山代温泉北部 3 丁目39	"
き き ょ う ケ 丘 薬 局	加賀市山代温泉南町26番地 4	平成23年 6 月20日
連 代 薬 局	白山市西柏 1 丁目 8 番地18	平成23年 6 月30日

石川県告示第358号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成23年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	指定年月日
山 田 香 奈 (つ ば さ 接 骨 院)	加賀市分校町116番地	平成23年7月20日

石川県告示第359号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成23年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢・加賀ミニぐるりんパスに係る使用料の徴収に関する業務	金沢市鞍月1丁目1番地	社団法人石川県観光連盟	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
金沢・加賀ぐるりんパスに係る使用料の徴収に関する業務	〃	〃	〃

石川県告示第360号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成23年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 認可年月日

平成23年8月17日

2 認可を受けた者の名称

七尾市

3 埋立区域

(1) 位置

石川県七尾市中島町深浦ヨ之部47番2、同53番2、同54番2及び同54番5に接する道路である国有地並びに同116番2及び同117番1の地先公有水面。

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成21年の秋分の満潮位（D.L.+0.55メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

の地点 七尾市中島町田岸、三等三角点（北緯37度09分30秒、東経136度52分41秒）から179度02分30秒2,312.98メートルの地点

の地点 の地点から 31度36分51秒 11.28メートルの地点

の地点 の地点から 301度42分29秒 10.70メートルの地点

の地点 の地点から 306度00分41秒 8.97メートルの地点

の地点 の地点から 315度17分14秒 9.02メートルの地点

の地点 の地点から 324度36分39秒 8.97メートルの地点

の地点 の地点から 334度38分22秒 6.44メートルの地点

(3) 面積

264.73平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 埋立て免許年月日及び番号

平成22年10月12日 石川県指令水第1947号

6 法第22条3項の市町村名

七尾市

石川県告示第361号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成23年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

蛸島加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

珠洲市蛸島町夕部134番地 彦田 健一

珠洲市蛸島町1部2番地515 音島 修

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区（正院町正院、正院町川尻、蛸島町、三崎町雲津、三崎町小泊、三崎町伏見、三崎町高波、三崎町引砂及び三崎町宇治の区域に限る。）

(3) 区分

総トン数10トン未満の漁船を使用して底びき網を営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成23年8月6日

石川県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成23年8月26日から同年9月9日まで縦覧に供する。

平成23年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
田尻祖母浦 半浦線	七尾市能登島無関町八番乙地先から	旧	6.95～22.75 756.2	中能登土木 総合事務所 維持管理課
	七尾市能登島南町参四三番地先まで	新	14.55～99.15 1,123.3	

石川県告示第363号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成23年8月26日から同年9月9日まで縦覧に供する。

平成23年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
田尻祖母浦 半浦線	七尾市能登島無関町八番乙地先から 七尾市能登島南町参四三番地先まで	平成23年8月26日	中能登土木 総合事務所 維持管理課

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成23年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
大 鋸 梓 山 本 輔 木 下 大 平 野 静 庄 田 勝 北 田 良 青 山 義 上 野 航 東 福 和 松 井 要 尾 山 亮 南 浜 光 中 本 英 松 本 克 之 夫 之 洋	県内全域	輪島市山岸町は1番地1 市立輪島病院

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成23年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
益 野 外志雄	中能登町久江口部22番地 益野医院	平成23年7月30日
大 橋 裕 木 越 俊 和 岡 田 俊 英	石川郡野々市町二日市町778番地 大橋医院	平成23年7月31日

平成23年度前期3級技能検定合格者公告

平成23年度前期3級技能検定(金属熱処理を除く。)に合格した者は、次のとおりである。

平成23年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

園芸装飾

室内園芸装飾作業

- | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| A甲0001 | A甲0002 | A甲0003 | A甲0004 | A甲0005 |
| A甲0006 | A甲0010 | A甲0011 | A甲0012 | A甲0013 |
| A甲0014 | A甲0016 | A甲0017 | A甲0019 | A甲0022 |
| A甲0025 | A甲0026 | B0001 | | |

造園

造園工事作業

A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 5	A 甲 0 0 0 6
A 甲 0 0 0 7	A 甲 0 0 0 8	A 甲 0 0 0 9	A 甲 0 0 1 0	A 甲 0 0 1 1
A 甲 0 0 1 2	A 甲 0 0 1 3	A 甲 0 0 1 4	A 甲 0 0 1 5	A 甲 0 0 1 6
A 甲 0 0 1 7	A 甲 0 0 1 9	A 甲 0 0 2 0	A 甲 0 0 2 1	A 甲 0 0 2 2
A 甲 0 0 2 3	A 甲 0 0 2 4	A 甲 0 0 2 5	A 甲 0 0 2 6	A 甲 0 0 2 7
A 甲 0 0 2 8	A 甲 0 0 2 9	A 甲 0 0 3 0	A 甲 0 0 3 1	A 甲 0 0 3 2
A 甲 0 0 3 3	A 甲 0 0 3 4	A 甲 0 0 3 5	A 甲 0 0 3 6	A 甲 0 0 3 7
A 甲 0 0 3 8	A 甲 0 0 3 9	A 甲 0 0 4 1	A 甲 0 0 4 2	A 甲 0 0 4 3
A 甲 0 0 4 4	A 甲 0 0 4 5	A 甲 0 0 4 6	A 甲 0 0 4 7	A 甲 0 0 4 9
A 甲 0 0 5 0	A 甲 0 0 5 1	A 甲 0 0 5 2	B 0 0 0 1	

機械加工

普通旋盤作業

A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 5
A 甲 0 0 0 6	A 甲 0 0 0 7	A 甲 0 0 0 8	A 甲 0 0 0 9	A 甲 0 0 1 0
A 甲 0 0 1 1	A 甲 0 0 1 2	A 甲 0 0 1 3	A 甲 0 0 1 4	A 甲 0 0 1 5
A 甲 0 0 1 6	A 甲 0 0 1 7	A 甲 0 0 1 9	A 甲 0 0 2 0	A 甲 0 0 2 1
A 甲 0 0 4 7	A 甲 0 0 4 8	A 甲 0 0 4 9	A 甲 0 0 5 0	A 甲 0 0 5 1
A 甲 0 0 5 3	A 甲 0 0 5 4	A 甲 0 0 5 6	A 甲 0 0 5 7	A 甲 0 0 5 8
A 甲 0 0 5 9	A 甲 0 0 6 2	A 甲 0 0 6 3	A 甲 0 0 6 4	A 甲 0 0 6 5
A 甲 0 0 6 6	A 甲 0 0 6 7	A 甲 0 0 6 8	A 甲 0 0 7 0	A 甲 0 0 7 1
A 甲 0 0 7 2	A 甲 0 0 7 3	A 甲 0 0 7 4	A 甲 0 0 7 5	A 甲 0 0 7 6
A 甲 0 0 7 7	A 甲 0 0 7 8	A 甲 0 0 7 9	A 甲 0 0 8 0	A 甲 0 0 8 2
A 甲 0 0 8 3	A 甲 0 0 8 4	A 甲 0 0 8 5	A 甲 0 0 8 6	A 甲 0 0 8 7
A 甲 0 0 8 8	A 甲 0 0 9 1	A 甲 0 0 9 3	A 甲 0 0 9 4	A 甲 0 0 9 5
A 甲 0 0 9 6	A 甲 0 0 9 7	A 甲 0 0 9 9	A 甲 0 1 0 1	A 甲 0 1 0 3
A 甲 0 1 0 4	A 甲 0 1 0 5	A 甲 0 1 0 6	A 甲 0 1 0 7	A 甲 0 1 0 8
A 甲 0 1 0 9	A 甲 0 1 1 0	A 甲 0 1 1 1	A 甲 0 1 1 2	B 0 0 0 1
B 0 0 0 2	B 0 0 0 3	B 0 0 0 4	B 0 0 0 5	B 0 0 0 6
C 0 0 0 1	C 0 0 0 2	C 0 0 0 3	C 0 0 0 4	D 0 0 0 1
D 0 0 0 2	D 0 0 0 3	D 0 0 0 4	D 0 0 0 5	D 0 0 0 6
D 0 0 0 7				

数値制御旋盤作業

A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 5
A 甲 0 0 0 6	A 甲 0 0 0 7	A 甲 0 0 0 8	A 甲 0 0 0 9	A 甲 0 0 1 0
A 甲 0 0 1 1	A 甲 0 0 1 2	A 甲 0 0 1 3	A 甲 0 0 1 4	A 甲 0 0 1 5
C 0 0 0 1	D 0 0 0 1	D 0 0 0 2		

フライス盤作業

C 0 0 0 1	C 0 0 0 3	C 0 0 0 4	C 0 0 0 5	C 0 0 0 6
D 0 0 0 1	D 0 0 0 2	D 0 0 0 3	D 0 0 0 4	D 0 0 0 5
D 0 0 0 6	D 0 0 0 7	D 0 0 0 8	D 0 0 0 9	D 0 0 1 0
D 0 0 1 1	D 0 0 1 2			

マシニングセンタ作業

A 甲 0 0 0 1	B 0 0 0 2			
-------------	-----------	--	--	--

機械保全

機械系保全作業

A 甲 0 0 0 1	A 甲 0 0 0 2	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 4	A 甲 0 0 0 5
A 甲 0 0 0 7	A 甲 0 0 0 8	A 甲 0 0 0 9	A 甲 0 0 1 0	A 甲 0 0 1 1
A 甲 0 0 1 2	A 甲 0 0 1 3	A 甲 0 0 1 4	A 甲 0 0 1 5	A 甲 0 0 1 6

A甲0017	A甲0018	A甲0019	A甲0020	A甲0021
A甲0022	A甲0023	A甲0024	A甲0026	A甲0028
A甲0029				
電気系保全作業				
A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005
A甲0006				
電子機器組立て				
電子機器組立て作業				
A甲0005	A甲0006	A甲0007	A甲0008	A甲0009
A甲0011	A甲0012	A甲0013	A甲0015	A甲0016
A甲0018	A甲0019	A甲0020	A甲0025	A甲0026
A甲0027	A甲0028	A甲0030	A甲0031	A甲0032
A甲0036	A甲0040	A甲0042	A甲0043	A甲0044
A甲0046	A甲0048	A甲0053	A甲0054	A甲0055
A甲0056	A甲0057	A甲0058	A甲0059	A甲0062
A甲0065	A甲0066	A甲0067	A甲0068	A甲0070
A甲0071	A甲0073	A甲0074	A甲0076	A甲0077
A甲0078	A甲0079	A甲0080	A甲0081	A甲0082
A甲0083	A甲0084	A甲0086	A甲0087	A甲0088
A甲0090	A甲0091	A甲0094	A甲0095	A甲0096
A甲0097	A甲0098	A甲0099	A甲0100	A甲0102
A甲0104	A甲0105	A甲0106	A甲0109	A甲0111
A甲0112	A甲0115	A甲0117	A甲0124	A甲0126
B0001	D0001	D0002	D0003	D0004
D0005				
商品装飾展示				
商品装飾展示作業				
A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005
A甲0006	A甲0007	A甲0009	A甲0010	A甲0011
フラワー装飾				
フラワー装飾作業				
A甲0004	A甲0005			

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成23年8月29日から同年9月28日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成23年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
宝立第2地区	県営ほ場整備事業 (農業法人育成型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	珠洲市産業振興課

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成23年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
能美郡川北町字田子島辰8番4	幅員 6.00m 延長 44.78m	能美郡川北町字田子島辰8番地 寺田 耕次	平成23年8月12日

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成23年8月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

安全・安心「いしかわ」パトロール事業委託

(2) 業務内容

入札仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 委託期間

平成23年10月1日から同年12月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、平成23年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託業務に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 国又は地方公共団体が発注した各種委託契約を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

(4) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定による警備業の石川県公安委員会の認定を受けている者であること。

(5) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3に規定する安全運転管理者としての経歴を1年以上有する者を委託業務の責任者として指定することができる者であること。

(6) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間 平成23年8月26日(金)から同年9月5日(月)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課

エ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成23年9月7日(水)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送する等して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課

電話 076-225-0110(内線2213)

(2) 交付期間

平成23年8月26日(金)から同年9月5日(月)まで(県の休日を除く。)

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

4(1)の交付場所に同じ。

(2) 入札書の受領期限

平成23年9月9日(金)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成23年9月9日(金)午後1時30分

イ 場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札に参加する者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

石川県警察情報管理システム各種業務システム改修業務委託

(2) 業務内容

仕様書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成24年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、平成23年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託業務に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。
- (4) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

- ア 提出期間 平成23年8月26日(金)から同年9月5日(月)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)
- イ 提出時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 提出場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課
- エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成23年9月7日(水)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送する等により行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課
電話 076-225-0110(内線2213)

(2) 交付期間

平成23年8月26日(金)から同年9月5日(月)まで(県の休日を除く。)

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

4(1)の交付場所に同じ。

(2) 入札書の受領期限

平成23年9月9日(金)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

(3) 開札の日時及び場所

- ア 日時
平成23年9月9日(金)午後1時40分
- イ 場所
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札に参加する者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札に参加する者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

公 安 委 員 会

警備員指導教育責任者講習の実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成23年8月26日

石 川 県 公 安 委 員 会

1 実施期日、受講定員及び実施場所

- (1) 実施区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号警備業務」という。)
- (2) 受講日時及び受講定員

講 習	講 習 日	受講定員
新規取得講習	平成23年10月24日(月)から10月31日(月)までの土曜日及び日曜日を除く6日間	新規・追加合わ
追加取得講習	平成23年10月27日(木)から10月31日(月)までの土曜日及び日曜日を除く3日間	せて合計30人

(3) 実施場所

石川県金沢市観音堂町へ1番地
ポリテクセンター石川

2 受講対象者

(1) 新規取得講習

- ア 最近5年間に3号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務の区分にかかる警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5

号) 第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (以下「旧 1 級検定」という。3 号警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した者及び同項に規定する 2 級の検定 (以下「旧 2 級検定」という。3 号警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上 3 号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習受講対象者

(1)に該当し且つ警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付を受けている者

3 講習受講申込手続等

(1) 受講申込書の受付期間

ア 新規取得講習

平成 23 年 9 月 20 日 (月) から 9 月 30 日 (金) まで、但し、土、日曜日及び国民の祭日を除く。
受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 追加取得講習

平成 23 年 9 月 26 日 (月) から 9 月 30 日 (金) まで。

但し、9 月 22 日 (木) までに新規取得講習の申込者が 30 人に達した場合は追加取得講習の受講申込み受付は行わない。

(2) 申込の方法及び受付場所

ア 申込の方法

申込は本人が直接持参する方式で行い、郵送等による申込は認めない。やむを得ない事由で、代理人が申請する場合においては、委任状を持参すること。申込は先着順とし、受付期間内であっても定員になり次第受付は終了する。

イ 受付場所

石川県金沢市鞍月一丁目 1 番地
石川県警察本部

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル×横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものの 1 枚を貼付すること)

イ 添付書類

(ア) 2(1)アに該当する者は、3 号警備業務に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書とする。

(イ) 2(1)イに該当する者は、1 級の検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 2(1)ウに該当する者は、2 級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2(1)エに該当する者は、旧 1 級検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した者にあつては、旧 1 級検定に係る合格証の写し、旧 2 級検定 (3 号警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上 3 号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているものにあつては、旧 2 級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(オ) 2(2)に該当する者は、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)のいずれかの書類と警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し

4 受講手数料

次に掲げる額の手数料を石川県証紙により納入すること。なお、既納の受講料は還付しない。

講習の別	講習手数料
新規取得講習	38,000円
追加取得講習	14,000円

5 その他

(1) 講習は委託 (考査を除く。) 実施する予定である。

(2) 講習終了後、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められるものに対し警備員指導教育責任者講習

修了証明書を交付する。

- (3) 不明な点については、
石川県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可指導係
(電話076 - 225 - 0110 内線3023)
に問い合わせること。

警備員検定の実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により次のとおり公示します。

平成23年8月26日

石 川 県 公 安 委 員 会

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級並びに受検定員
施設警備業務 1級 定員 30人
- 2 検定実施日時
平成23年11月27日(日) 午前10時から午後6時まで
- 3 検定実施場所
石川県金沢市鞍月一丁目1番地
石川県警察本部
- 4 検定受検資格
石川県内に住所地がある者又は石川県内の営業所に所属する警備員で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - (2) 石川県公安委員会が、(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 5 検定申請の手続
 - (1) 受付期間
平成23年11月7日(月)から11月11日(金)までの午前9時から午後5時まで
 - (2) 検定申請書の提出先
 - ア 住所地を管轄する警察署
 - イ 検定申請者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署
 - (3) 提出書類
 - ア 検定申請書 1通
 - イ 4の検定受験資格があることを証する書面
 - ウ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉
 - エ 住所地を管轄する警察署に提出する者にあつては、申請者の住所地を疎明する書面
 - オ 検定申請者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する者にあつては、申請者が当該営業所に属することを疎明する書面
- 6 検定手数料
検定手数料16,000円を石川県証紙により納入すること。なお、既納の検定手数料は還付しない。
- 7 受検票の交付
検定申請書を提出したのものに対しては、後日提出先の警察署において受検票を交付する。
- 8 成績証明書
検定終了後、検定合格者には成績証明書を交付する。
- 9 問い合わせ先
石川県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可指導係
電話 (076) 225 - 0110 (内線 3023)

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成23年8月26日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
辻史朗政治活動後援会	辻 史 朗	辻 史 朗	金沢市池田町立丁4	平成23年7月12日
自前の知事を創る会	辻 史 朗	辻 史 朗	金沢市池田町立丁4	平成23年7月12日

石川県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年8月26日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
自由民主党輪島支部	会計責任者	上 平 公 一	田 中 秀 男	平成23年7月1日
自由民主党 石川県看護連盟支部	会計責任者	西 井 朝 子	地 島 三 智	平成23年7月1日
国民新党憲友会石川県支部	主たる事務所 の所在地	金沢市十間町5番地	能美市下ノ江町66	平成23年7月5日
	代 表 者	山 本 利 郎	金 子 栄 一	
自由民主党金沢支部	代 表 者	中 村 勲	下 沢 佳 充	平成23年7月8日
	会計責任者	野 本 正 人	横 越 徹	
自由民主党 石川県食育流通支部	代 表 者	六反田 明子	吉 村 義 晴	平成23年7月19日
	会計責任者	野 田 勇	福 富 隆 志	
自由民主党辰口支部	主たる事務所 の所在地	能美市岩内町又11	能美市出口町イ11	平成23年7月22日
	代 表 者	善 田 善 彦	東 正 幸	
自由民主党柳田支部	代 表 者	棚 田 昭 男	大谷内 義 一	平成23年7月26日
社会民主党 石川県第1区支部連合	代 表 者	森 一 敏	盛 本 芳 久	平成23年7月27日

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
久保洋子後援会	会計責任者	西 井 朝 子	地 島 三 智	平成23年7月1日
石川県看護連盟	会計責任者	西 井 朝 子	地 島 三 智	平成23年7月1日
一川保夫一誠会連合会	代 表 者	亀 田 定 雄	源 一 男	平成23年7月5日
会 派 み ら い	政治団体 の 名 称	会 派 み ら い	民 主 ク ラ ブ	平成23年7月5日
	会計責任者	山 本 由 起 子	粟 森 慨	

石川 県 柔 道 接 骨 師 連 盟	会 計 責 任 者	山 下 純 二	中 田 健 市	平 成 23 年 7 月 13 日
--------------------	-----------	---------	---------	-------------------

石川県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年8月26日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政 治 団 体 の 名 称	解 散 届 受 理 年 月 日
自由民主党石川県金沢市第二十五支部	平成23年7月8日
自由民主党石川県石川郡東南部第一支部	平成23年7月22日

(政党の支部以外の政治団体)

政 治 団 体 の 名 称	解 散 届 受 理 年 月 日
谷 本 正 憲 津 幡 町 後 援 会	平成23年7月1日
地 域 産 業 石 川 研 友 会	平成23年7月22日
櫻 井 廣 明 連 合 後 援 会	平成23年7月25日

石川県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

平成23年8月26日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

資金管理団体でなくなった旨の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出受理年月日
中 川 石 雄	地域産業石川研友会	金沢市久安4丁目46	中 川 石 雄	平成23年7月22日

